



# 介護保険料の遡及賦課誤りについて

<p>概 要</p>	<p>宍粟市では、税の修正申告等により過年度の所得更正があった場合の介護保険料の遡及賦課事務に不適切な処理があり、一部の被保険者の方に対し、保険料を過大又は過少に賦課していたことが判明しました。</p> <p>市民の皆さまに深くお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。</p> <p><b>1 概要</b></p> <p>平成 27 年 4 月 1 日施行の介護保険法改正により、介護保険料の賦課決定は「各年度における最初の納期の翌日から起算して 2 年を経過した日以降は行うことができない」とされました。</p> <p>この「最初の納期」について、特別徴収（年金天引き）は 5 月 10 日と設定すべきところ、介護保険システム上では普通徴収（納付書、口座振替）と同様の 4 月 30 日として一律に設定し期間計算を行っておりました。</p> <p>そのため、一部の特別徴収の被保険者について、過年度の所得更正があった場合など本来、賦課決定をしなければならない期間（5 月 1 日から 5 月 10 日まで）に増額又は減額の賦課更正ができていなかったことが判明しました。</p> <p><b>2 対象保険料</b></p> <p>平成 29 年度から令和 5 年度までに賦課更正処理をすべきであった平成 27 年度分から令和 3 年度分の保険料</p> <p><b>3 対象件数及び金額</b></p> <p>(1) 増額更正ができていなかった（過少徴収した）人数及び金額 3 人 39,900 円</p> <p>(2) 減額更正ができていなかった（過大徴収した）人数及び金額 3 人 102,600 円</p> <p><b>4 今後の対応</b></p> <p>(1) 保険料を過大に徴収した方については、訪問によるお詫びと説明を行っており、速やかに返還手続きを行います。</p> <p>(2) 保険料を過少に徴収した方については、時効（2 年）により賦課権が消滅し徴収できる期限を過ぎていることから、保険料の追加徴収は行いません。</p>
------------	---

	<p><b>5 再発防止策</b></p> <p>今後は、法改正の際には法解釈及び運用について庁内で情報共有し、必要に応じて他の制度や他市の運用を確認するとともに、システム委託業者との情報共有及び業務手順の確認を確実に行ってまいります。</p>	
参考資料		
問合せ先	所属 高年福祉課	TEL 0790-63-3160

兵庫県宍粟市

